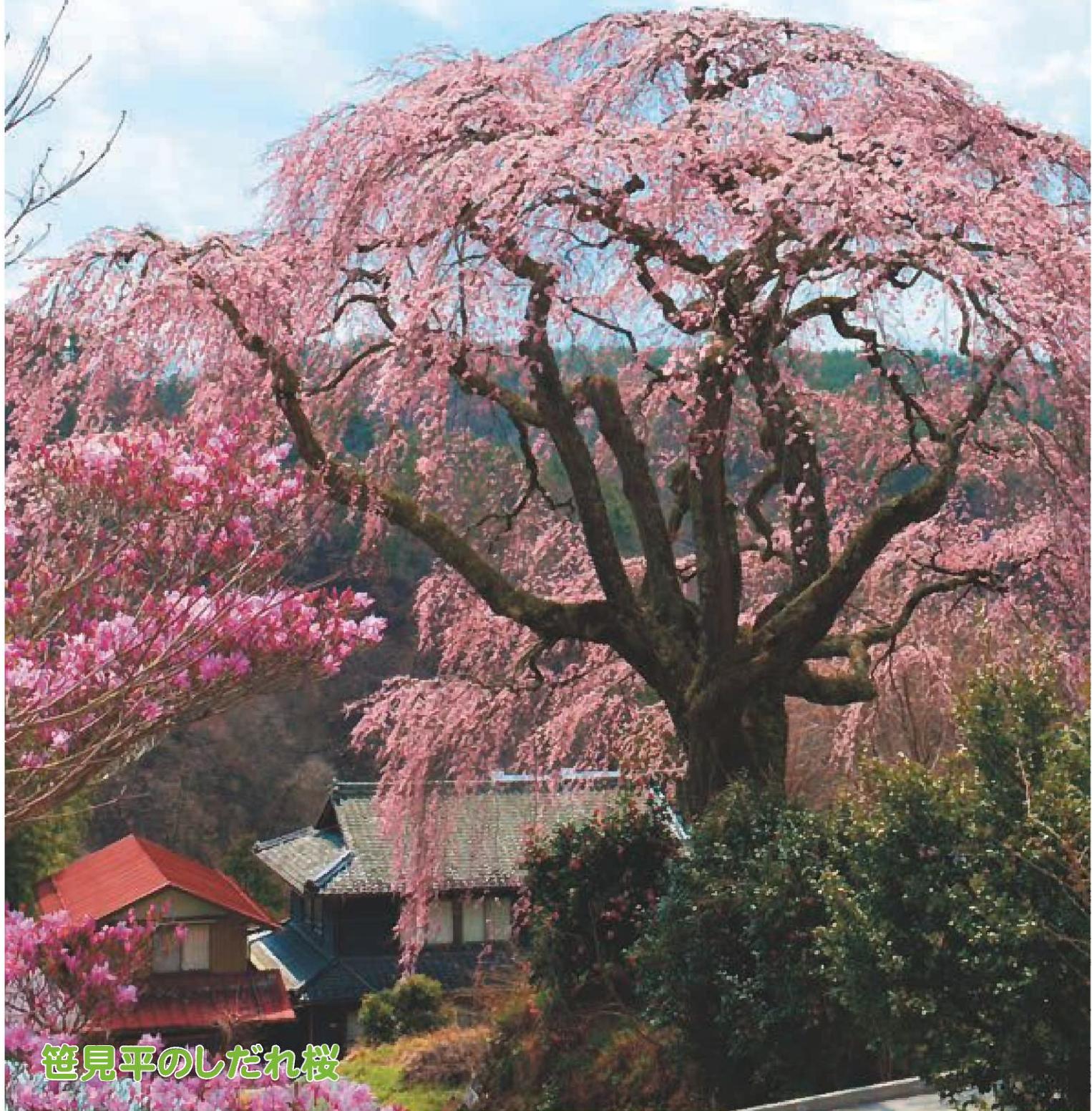
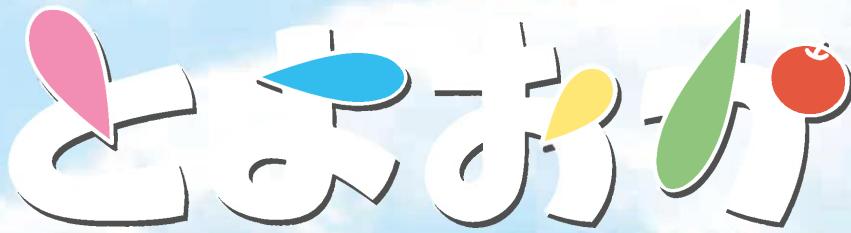


広報



笠見平のしだれ桜

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

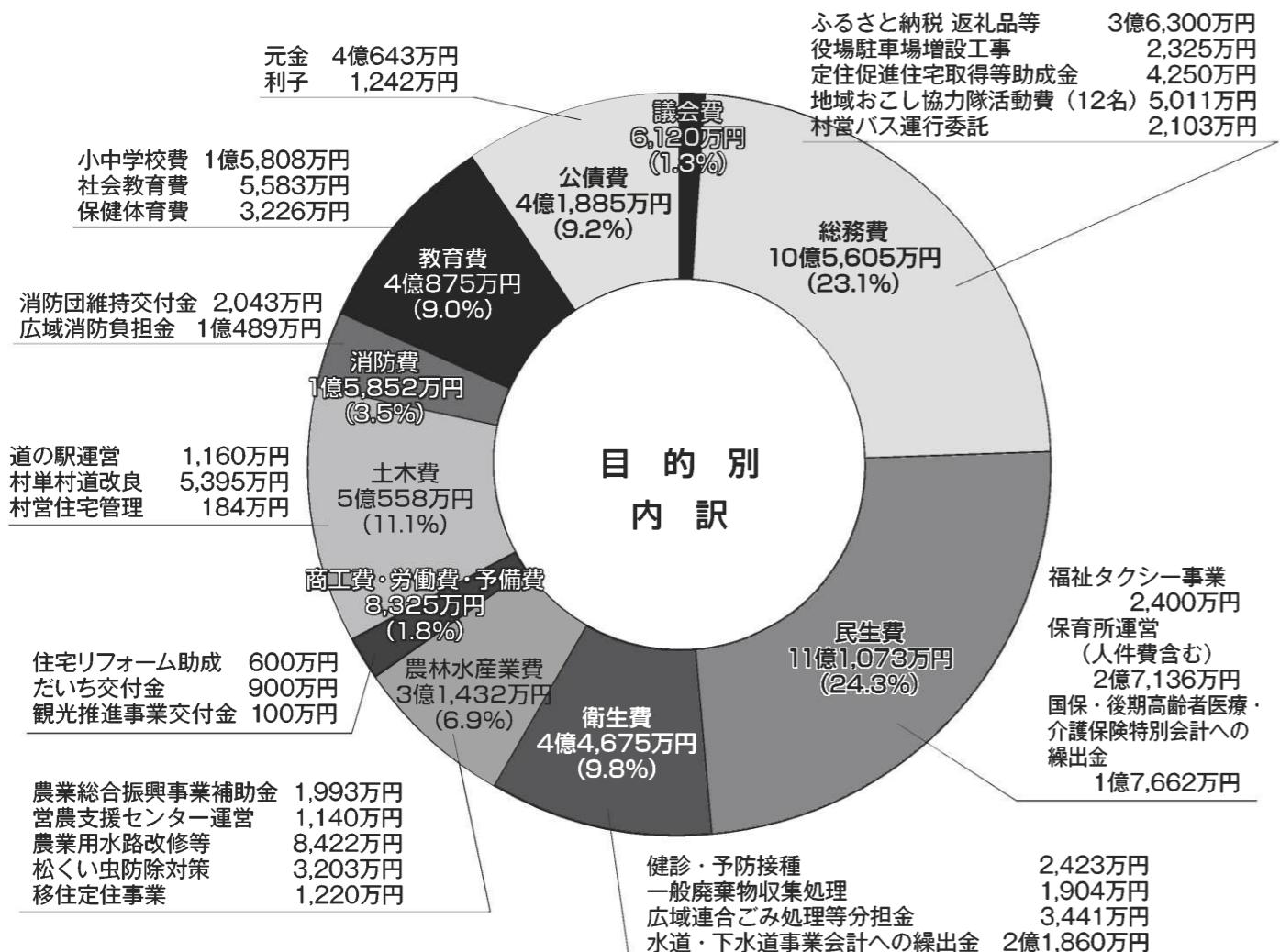
5
令和2年
月号
VOL.350

特集～村の予算～	2ページ	笑顔きらきら子育てひろばです	19ページ
おしらせ宅配便	6ページ	こちら消防団です！！	20ページ
こんにちは農業委員会です	15ページ	だいち便り	21ページ
フォトリポート	16ページ	くらしの情報	22ページ
元気が大好き♪	18ページ		

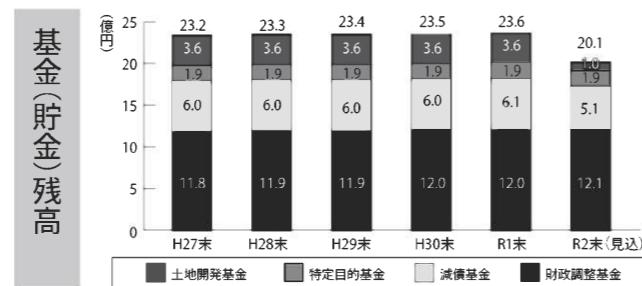
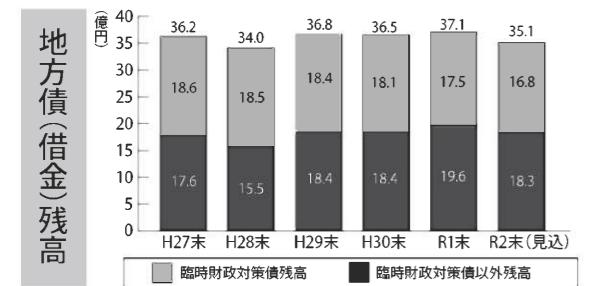
特集「令和2年度当初予算」

歲出

一般会計予算



35・1億円（うち元利償還金の全額が交付税算入される臨時財政対策債が16・8億円）、基金残高は土地開発基金2・6億円の取崩しにより減少し、20・1億円となる見通しです。

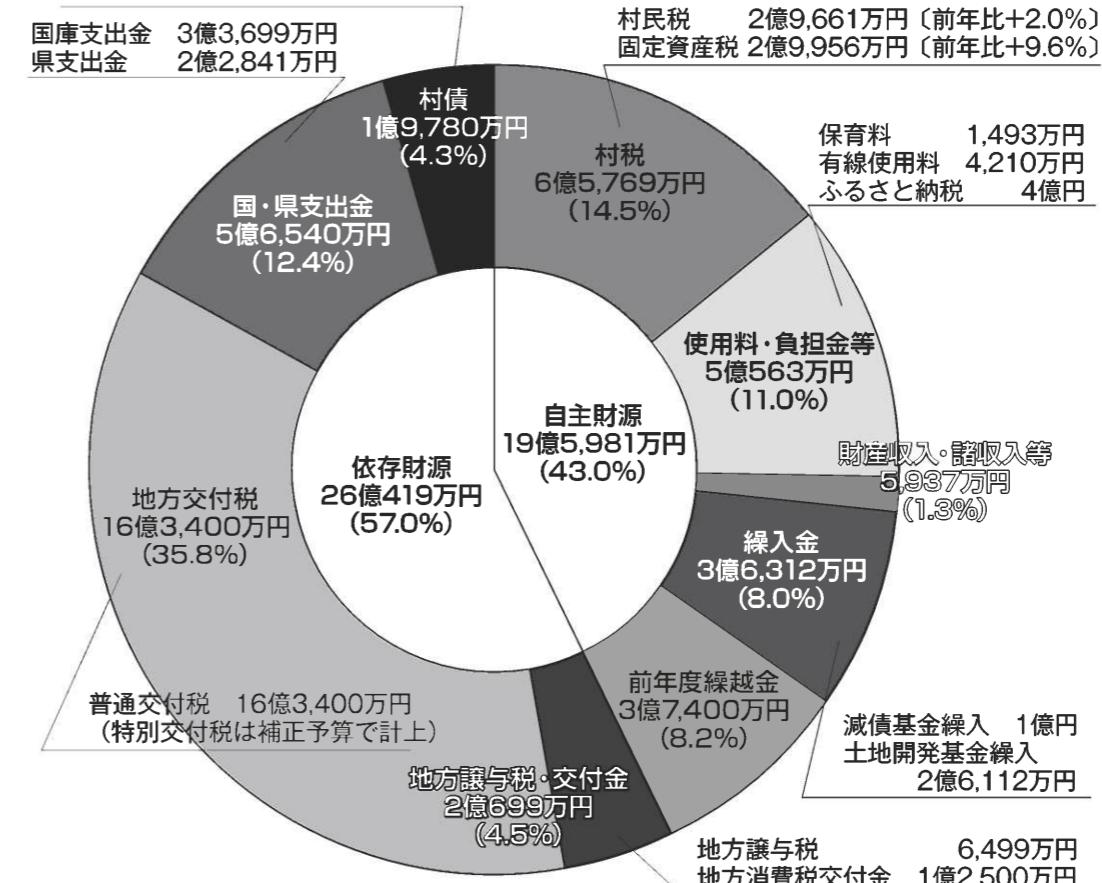


特集「令和2年度当初予算」

歳入

※ () 内は対前年比

臨時財政対策債	8,200万円
辺地対策事業債	4,090万円
緊急防災・減災事業債	3,680万円
学校教育施設等整備事業債	2,910万円
など	



歳人は、村が独自に調達できる村税などの「自主財源」と、国・県補助金や地方交付税などの「依存財源」で構成されています。構成割合は、自主財源が43%、依存財源が57%となり、前年度とほぼ同じとなっています。

自主財源のうち、村税については法人村民税及び固定資産税の増を見込み、前年比+5.4%の6.6億円を計上しました。使用料・負担金等については前年比▲2.9%の5.1億円を計上しましたが、その中で、ふるさと納税寄附金については前年度同額の4億円を見込んでいます。繰入金については、減債基金からの繰入金1億円のほか、新たに土地開発基金からの繰入金2.6億円を計上しました。これは「公共用地の先行取得」という土地開発基金の存在意義が薄れていることや、基金規模が近隣町村と比べて大きいことから、基金に1億円を残して一般会計に繰り入れるものです。

依存財源のうち、歳入全体の36%を占める地方交付税は、国の「地方財政計画」に基づき、前年比+2.4%の16.3億円を計上したほか、国・県支出金は前年並みの5.7億円を見込みました。村債は、後年度に元利償還金の一部が地方交付税算入される有利な起債の借入を中心にして2.0億円の借入を予定しています。なお、今年度から、交付税算入率が20%と低い公共交通等債の借入は行いません。

	会計	予算額	前年比
特別会計	國民健康保険	5億3,400万円	+ 4,100万円 (+8.3%)
	後期高齢者医療	7,928万円	+ 182万円 (+2.4%)
	介護保険	8億5,000万円	+ 3,400万円 (+4.2%)
公営企業会計	水道事業	収益的収支 資本的収支	1億4,914万円 5,861万円
	下水道事業	収益的収支 資本的収支	2億8,538万円 1億7,450万円
			▲1,380万円 (▲8.5%)
			+ 1,359万円 (+30.2%)
			+ 342万円 (+1.2%)
			▲4,627万円 (▲21.0%)

※企業会計は支出予定額

令和2年度当初予算の概要

令和2年度一般会計当初予算は、継続事業を中心に、総額45億6,400万円（前年比+5,400万円、+1.2%）を計上し、過去3番目の規模となりました。近年の大型ハード事業の実施により財政健全化を示す指標（実質公債費比率、将来負担比率）が悪化傾向にあるため、子育て支援関係・教育関係の補助金や老朽化する公共施設の計画的な補修、道の駅を核とした観光・農業振興など、事業の「選択と集中」を徹底し、メリハリのある予算としました。

令和2年度の

主な事業

(新)：新規事業

豊丘スタイルの戦略的創造

道の駅の運営	指定管理者の株式会社豊丘に委託して、道の駅「南信州とよおかげマルシェ」を運営します。また、令和元年度からの繰越予算（地方創生拠点整備交付金事業）で、道の駅北側に観光振興の拠点となる施設を建設します。	(令和2年度当初) 1,927万円 (令和元年度繰越) 7,500万円	道の駅 農産物直売所
新 観光戦略拠点施設の建設		100万円	大人気の桃狩り
新 観光推進協議会（仮称）の設立	リニア時代を見据え、産業建設課に「観光振興係」を新設し、観光推進協議会（仮称）を立ち上げて、「観光地経営」の視点に立った観光振興の取組みを進めます。	119万円	
新 森林所有者への意向調査	前年度から交付が始まった森林環境譲与税を活用し、新たな森林整備システムによる森林整備を進めるため、森林所有者への意向調査を実施します。	600万円	

地域の力で育み支えるふれあいのむら

住宅用地取得・住宅新築等助成金	豊丘村への定住促進のため、住宅用地取得・住宅新築に対しそれぞれ最大60万円の助成を行うほか、49歳以下の方の住宅新築に対して別枠で平均50万円の助成を行います。	4,250万円	地域おこし協力隊（農業研修生）
地域おこし協力隊（就農研修生）	就農希望者を地域おこし協力隊として採用し、JAにおいて2年間の農業研修を行うことで、豊丘村での就農を目指します（前年度からの継続3名、新規2名）。	2,004万円	さはら塾（どんど焼き）
都市農村交流事業「さはら塾」	都市部との関係人口増加のため、都市部の親子と佐原地区住民が地区行事等で交流する「さはら塾事業」を行います。	120万円	
新 「国土強靭化地域計画」策定・「地域防災計画」改定	地域の防災・減災を進めるため、新たに「国土強靭化地域計画」を策定するほか、既存の「地域防災計画」の見直しを行います。	778万円	

誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

日赤奉仕団への活動助成	災害時の炊き出し、地域での奉仕活動や救急法の普及等の活動を行う日赤奉仕団に対し、助成金を交付し活動を支援します。	215万円	高齢者等見守りネットワーク模擬訓練
【介護保険特別会計】認知症総合支援事業	高齢者等見守りネットワーク模擬訓練を実施し認知症に対する啓発を行うほか、認知症サポートー養成講座、認知症カフェ等により、認知症の方や家族を支援します。	547万円	土日・祝日の遊び場（とよっこひろば）
新 土日・祝日の遊び場（とよっこひろば）	中央保育園の遊戯室を改修し、休日に天候に左右されず親子で利用できる、「土日・祝日の遊び場（愛称 とよっこひろば）」を開設します。	78万円	
健康推進員（各自治会）	各自治会で健康推進員を選出いただき、地区的健康課題を明確にしながら、住民の健康学習活動に取り組みます。	16万円	

故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり

小中学校特別教室エアコン設置	夏の酷暑に対処するために、小中学校の特別教室にエアコンを設置します（普通教室は、前年度までに設置済）。	4,536万円	小中学校特別教室へのエアコン設置
新 「学校・スポーツ施設個別施設計画」策定	老朽化が進む学校施設・スポーツ施設について、建物の長寿命化を図るための改修・補修計画を策定します。	491万円	
新 村民体育館非常用発電機の更新	村指定避難所である村民体育館の非常用発電機を更新します。	1,265万円	石造文化財の調査
新 石造文化財調査事業	村内の路傍に数多くみられる石造文化財（馬頭観音・石仏等）の悉皆調査を、史学会等の協力をいただき実施します。この調査をもとに、令和3年度には「石造文化財マップ」の作製を予定しています。	36万円	

豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出

村道改良事業（社会資本整備総合交付金事業）	国庫補助事業を活用し、村道佐原線（南市場）、村道林新田取付線（林里）等の道路改良や老朽化が進む橋梁の補修工事を実施します。	2億1,784万円	老朽化により割れた水道管
【水道事業会計】新 水道管更新実施計画策定	村内に布設されている水道管（総延長125km）について、現時点で61kmが法定耐用年数を超過しています。今後、計画的な管路更新を行うための実施計画を策定します。	185万円	
小規模竹林整備事業補助金	区・自治会・隣組単位、個人で実施する竹林整備事業に対し、助成を行います。また、整備後の状態を維持するための除草剤の支給を行います。	411万円	小規模竹林整備事業
新 蓄電システム設置補助金	太陽光発電でつくった電気を蓄電し自家消費するための蓄電システム設置費用に対し、1/3（上限10万円、太陽光発電システムと同時申請の場合上限15万円）を助成する制度を創設します。	75万円	

住民の活動を支える行政運営

村営バス運行事業	道の駅を拠点として、村内主要施設やJR市田駅と村内山間部等を結ぶ村営バスを運行します。	2,006万円	村営バスの運行
ふるさと納税寄附金	豊丘村を中心とした南信州産の農畜産物、松茸、農産加工品等をふるさと納税の返礼品として、地域の産業振興を図ります。	(歳入計上額) 4億円	
住民基本台帳・税等システム負担金	住民基本台帳・税等のシステムは、委託料の抑制のため県内14町村で共同化して運営しています。当村に割り当てられた負担金を支出します。	2,443万円	ふるさと納税返礼品（松茸）
リニア中央新幹線建設対策	リニア建設に係る事業者と地元区との連絡調整、対策委員会の開催、水文調査等を行います。また、リニア開業後を見据えた地域づくりを研究する中堅世代の「リニア活用戦略研究会」の活動を支援します。	448万円	



新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するために

1. 発熱等の風邪の症状がある方は、外出を控えましょう

- ・発熱等の風邪症状がある方は、出勤・登校等を含めて外出を控えてください。
毎日体温を測定して記録しましょう。

2. 感染の不安がある方は、保健所へ相談しましょう

- ・風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさがあるといった場合には、飯田保健所へ相談してください。

飯田保健所 53-0435 *専用電話 24時間対応

- ・医療機関を直接受診することは、かえって感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。また、複数の医療機関を受診することは控えてください。

3. 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう

- ・石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒をこまめに行いましょう
 - ・咳やくしゃみ等の症状がある方は、咳エチケットを必ず行いましょう

4. 集団感染を防ぎましょう

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは、感染リスクが高いので避けてください。

お問合せ 健康福祉課 保健衛生係 ☎0265-35-9061

税務係からのおしおせ

稅務課 稅務係
35-9051

環境係からのお知らせ

春のごみゼロ運動を
実施します

■期日 5月10日（日）朝6時より
■実施内容 小雨決行
■実施区域 道路、地区内に捨てられて
いるごみの収集
家庭内のごみは、それぞれ
のごみ収集日に出してください
■お願いします。の皆さんとの理解と協力を

ゴールデンウィーク前に
必要な証明書類の取得を！
ゴールデンウィークにおける
窓口業務についてお知らせ

5月2日(土)から5月6日(水)まで役場は閉庁になります。そのため、GW期間中、役場窓口での戸籍謄本や住民票、印鑑証明、所得証明、納税証明などの発行および、住民異動などの手続きができません。(婚姻届や死亡届等戸籍の届出については、通常通り宿日直が受け付けます。)必要な方は、連休前までにお手続きをお願いいたします。また、連休前は大変混み合いますので、下記記載の時間外交付サービスの利用もご検討ください。

なお、時間外交付サービスを利用される方は5月1日（金）の業務時間内までにお電話でのご連絡をお願いします。



稅務會計課 窓口係・稅務係
35-9059

○夜間窓口を開設しています

日 時：毎週月曜日（祝日・年末年始等の休日を除く）
17:15 ~ 19:00
場 所：役場総合窓口（正面玄関から入ってください）
取扱業務：戸籍謄抄本・印鑑登録・印鑑登録証明書・
所得証明書・住民票・住民票記載事項証明書・
身分証明書の発行
※転出・転入・転居等の住所異動はできませんのでご注意ください

税務会計課 ☎35-905

○証明書の時間外交付
を行っています

住民票・所得証明書・印鑑登録証明書は、夜間窓口とは別に時間外交付を行っております。ご希望の方は業務時間内に予約のご連絡をお願いします。
※戸籍に関する証明は時間外交付ではお取扱いできません。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

- 軽自動車税は納期限内に納税をお願いします
- 5月は軽自動車税の納付月です。軽自動車税は毎年4月1日に車両を所有している人に課税されます。
納税通知書は、5月中旬に郵送いたします。
- 現金納付の方
- 金融機関又は役場会計へ、6月1日までに納めてください。また、納税通知書に添付されている納税証明書は、車検の際に必要になるので、大切に保管してください。
- 口座振替の方
- 指定口座より5月27日に引落します。振替不能とならないようお願いします。納付が確認できた方で、車検が必要な車両（軽四輪車および二輪小型自動車）の納税証明書は、6月中旬に郵送します。
- 対象
- 障害がいき者本人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当者は申請してください。

当する場合（普通自動車を含め、一人一台）

▽障がい者本人が運転する軽自動車。

▽障がい者と生計を一にする人がその障がい者のために運転する軽自動車（身体障がい者で18歳未満、知的障がい者又は精神障がい者の場合は生計を一にする人の所有する軽自動車でも可）

▽障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が、その障がい者のために運転する軽自動車。

※障がいの程度には一定の条件があります。

■ 申請方法

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と、運転免許証、車検証、印鑑、個人番号カードを持参し、税務係で申請してください。

6月1日まで

※期限内に申請のない場合は減免できません。

(7) 広報とよおか R2.4.20

広報とよおか R2.4.20(6)



おしらせ宅配便

奨学生を募集します

教育委員会事務局
☎35-9053

□貸与の期間

その学校における正規の就学期間

村では令和2年度の「豊丘村奨学生」を募集します。

高校・大学等への就学のため奨学生の貸与を受けたい方は、豊丘村教育委員会にご相談ください。なお、奨学生の申請は年間を通して受け付けております。

(書類は教育委員会に用意してあります。また、村ホームページからもダウンロードできます。)

支給対象者は、戦没者等の死亡当時の遺族であります。

～第11回 特別弔慰金の請求が始まります～
■支給対象となる方
令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時の遺族であります。
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得了した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容
国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券「い号」
額 面 25万円（5年償還）

■請求窓口
豊丘村役場 健康福祉課 福祉係
TEL 0265-35-9060（係直通）

※令和2年4月下旬頃から、前回受給者様へ関係書類を送付いたします。

健康福祉課 福祉係 ☎35-9060



整備前



整備後

森林税活用事業について

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森林税を活用した、森林づくり推進支援金事業を実施し、村道福島線と広域農道の交点で、森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森林

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

村では令和元年度に県の森

林税を活用した、みんなで支

える里山整備事業(ライフル

等保全対策)を村内5箇所で

森林の景観整備を行いました。

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

森林税活用事業

みんなで支える里山整備事業

(ライフル等保全対策)

【森林税活用事業】

森林づくり推進支援金事業を実施

④げんき農業支援事業 7,000千円

事業内容	事業費（積算内訳）	事業の内容
事業の目的	農業の振興を図るため、住民が組織する団体等が、農業の活性化を進めるために要する経費に対し、補助金を交付する。	
◎通常補助枠	5,000千円	◎新規就農者枠 2,000千円
☆補助対象者等		
対象者	・村内に住所を有する者で原則として3人以上で組織するグループ（※事業費が100万円以上の場合は、認定農業者が1名以上含まれるグループであること。） ・村内に事業所のある農業法人（新規就農者及び法人は1者でも申請可） ・村内で組織する団体及び地域 補助対象区域等	・村内に所在する農地及び農地を利用した農業用施設等
☆補助率等	事業の内容により、事業費の1/10から8/10 事業内容等により補助限度額があります（耐用年数が確認できれば中古機器も対象可） 補助限度額（1事業） ・全村に及ぶ組織 100万円 地域・グループ組織 50万円 ・防除組織（SS導入） 100万円 農業用機械の共同購入 1/3以内 ・同一組織での別申請は3年後から受付 同一組織での再申請は5年後から受付 ただし、「集落営農組織設立支援事業」に該当する組織が、計画的に機械・施設を導入する場合にあっては、毎年度申請できるものとする。 ・新規就農者（新たに専業農家になられる方）100万円	
☆審査の基準	・戦略的及びモデル的な事業 ・緊急性が高く、今年度に実施することが望ましい事業 ・国庫補助、県費補助等他の助成事業がまったく利用できない事業	
☆補助の事例	地域ぐるみで集落等の遊休地を解消するための経費 新事業の導入目的で実施する研究及び観察経費 新事業の展開や新品種を導入する経費 など	
計	7,000,000円	

⑤農業法人化支援事業 500千円

農業法人化支援事業	◎農業法人化のための経費を補助（1件500千円） 500千円×1法人=500,000円	国庫補助を受けられない法人を対象
	計 500,000円	

⑥農地リフレッシュ助成金事業 1,500千円

農地再生事業	◎遊休農地を借入耕作するために必要な経費を補助 (農業委員会の調査で遊休農地と判定された農地) 10a 当り 上限100千円補助 100千円×100a 分=1,000,000円	認定農業者、人農地プラン中心経営体、 認定新規就農者（農業次世代人材投資 資金準備型の交付を受けている者を含む）、 村内に住所を置く農業法人であること。 抜根、施設撤去、施設整備等 面積が20a 以上となる場合は、他事業 との調整を図るものとする。
	◎放置すれば耕作放棄地になりうる農地を借入耕作するために必 要な経費を補助 10a 当り 上限50千円補助 50千円×100a 分=500,000円	
計	1,500,000円	

⑦チャレンジ農業者資金利子補給事業 98千円

無利子資金事業	◎意欲ある農業者が、新たな農業経営に挑戦するために必要な経 費に充てる資金の利子補給を行う。 (上限5,000千円 最大10年貸付け3年据え置き) 5,000千円×1.95%×1/2×2人=97,500円	村・農協が1/2ずつ負担 3.0%以内の資金を貸し付け 保証料は 対象外 (※H30より年齢要件は廃止)
	計 97,500円	

⑧農業後継者支援事業 300千円

農業後継者支援事業	◎就農支援金 認定された農業後継者が、新規就農してから3年経過した時に、 200,000円を支給する。（R2該当予定者なし） 200千円×0人=0円	認定された、満55歳未満の農業者である こと。 上限300千円 就農後、3年間の内に1回
	◎育成支援金 認定された農業後継者が、新たな営農活動に必要な経費の1/2を 補助する。 300千円×1人=300,000円	
計	300,000円	

令和2年度 豊丘村農業総合振興事業計画について

令和2年度の計画を次のように定めました。

内容を充分ご確認いただき、農業経営にご活用ください。

※重要な変更…苗木購入補助は、1農家当り10万円が上限額となりましたのでご留意ください。

1. 豊丘村農業総合振興事業
①環境保全対策事業 2,322千円

事業内容	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
(1) 畜産環境整備対策事業	◎ペルメトリン乳剤 93,852円×2本×1/3= 62,568円 ◎シロマシン10%液 81,972円×2本×1/3= 54,648円 (他の薬品等については効果を調査し検討します。) 小計 117,216円	畜舎一斉消毒により害虫（ハエ、カ）の発生を防止し環境整備を図る。
(2) 土づくり推進事業	◎完熟 4,000円×700t×1/3= 933,333円 ◎袋詰@380円 2,000袋 100円補助= 200,000円 (村内産堆肥の村内消費を目的にしています。) ◎生産性向上の為の土壤検査手数料を定額1,000円補助 ※Aセットは除く 1,000円×50件=50,000円 小計 1,183,333円	土づくりのための堆肥購入補助し有機的栽培を図る。 10a 当り2t 8,000円を基準、袋詰はホールディガーを利用して散布を推進する。
(3) 臭気抑制対策事業	◎臭気抑制対策に要する資材購入経費の1/3補助 ゼオライト1k 1,785円×60袋×1/3=35,700円 ビオスリーエース10k 21,000円×10袋×1/3=70,000円 ソフトシリカ1k 1,998円×60袋×1/3=39,960円 バイオ酵素 15,750円×80箱×1/3=420,000円 NB90 (20kg) 11,880円×100袋×1/3=396,000円 小計 961,660円	畜産の臭気抑制対策を図る。 対象資材等詳細についてはJAの奨励資材に準ずる。 (他の薬品等については効果を調査し検討します。)
(4) 環境保全型農業支援事業	◎国が実施する環境保全型農業直接支払交付金制度の内容に準じた有機農業への取組みに対して補助する。 有機農業8,000円/10a×75a×1団体=60,000円 小計 60,000円	支援対象者の要件、支援対象となる取組みの範囲が、国の制度とは若干異なります。
計	2,322,209円	

②園芸特産振興事業 2,050千円

野菜経営安定化対策補助	◎野菜価格安定基金積立金の30%を補助 積立金1,000千円×3/10=300,000円 ◎直売等出荷野菜生産施設設置補助 1/2補助 (上限300千円) 300,000円×5件=1,500,000円 内張り加算上限額50,000円×5件=250,000円 計 2,050,000円	パイプハウス設置補助 (冬場の野菜等の生産目的)
-------------	--	-----------------------------

③果樹産地振興対策事業 2,995千円

果樹産地振興対策事業	◎苗木購入補助（農家個々の申請） (品目毎10本以上の拡大・変更・更新等の購入者を対象) 2,000円×2,000本×1/3=1,333,333円 ◎果樹共済掛金の30%を補助 共済掛金2,400千円×3/10=720,000円 ◎凍霜害を防ぐための資材購入に要する経費の1/3補助 霜ガード4,810円×90袋×1/3=144,300円 (1袋6t×20a 分 90袋18ha 分) デュラフレーム3,780円×300箱×1/3=378,000円 (6本入り10箱20a 分 300箱 6 ha分) ◎養蜂農家育成助成金 蜜蜂フノ病法定検査料補助60円×100群=6,000円 ◎受粉用蜜蜂使用補助 1群 定額3,000円補助 3,000円×110群=330,000円 ◎果樹に係る鳥獣被害対策支援事業 (上限額5万円) 防鳥網 16,600円×10件×1/2=83,000円 計 2,994,633円	果樹栽培産地維持のため果樹苗木の購入に補助を行う。 但し、1農家10万円を上限とする。 (ぶどうは5本から対象) 凍霜害の最小化対策 霜ガード…降霜前に果樹園に散布、効果3日間、降雨により効果減 デュラフレーム…燃焼剤
------------	--	--



農業委員会 です

農業委員会事務局（産業建設課 農政係 ☎35-9056）

◆農家のみなさん、「家族経営協定」結びませんか。

小園地区にお住まいの宮嶋希義さんと優佳さんご夫妻が、農業委員会立ち会いのもと家族経営協定を結びました。

宮嶋さんご夫妻は、小園地区を中心に50mほどの農地を借りてズッキーニやネギなどの野菜栽培に取り組んでいます。ご夫妻は、各々の特技等を尊重しながら役割分担を明確にし、加えて勤務時間や休暇などの就業条件について協定を結びました。

家族経営協定は、取り決めの内容や様式に決まりはありません。夫婦や家族が、共同経営者として認め合い、健康で明るい農業経営ができるように約束を交わすものです。

農家の皆さん、将来のためにも家族経営協定を結びませんか。



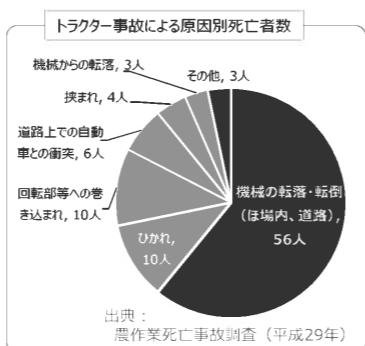
春の農作業安全確認運動が実施されています ～見直そう！農業機械作業の安全対策～

近年、農作業死亡事故者数は300人以上で推移している状況です。特に乗用型トラクターからの転倒・転落は、農作業に係る死亡事故の最大の発生要因です。

シートベルト・ヘルメットの着用徹底により、転落・転倒死亡事故をなくしましょう。

○安全フレーム、シートベルト等が装備されていないトラクターを所有されている場合には、安全を確保するためにも、これらの追加装備や買い換えなどの検討をお願いします！

○乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗者時のシートベルト・ヘルメットの着用を徹底しましょう！



農地情報 ~農地を貸してください~

耕作できなくなった柿畠がありましたら、お貸しください。

できれば、村内の下段及び中段を希望します。貸してくださる方は、農業委員会事務局までご連絡をお願いします。

住み慣れた豊丘村で、いつまでも自分らしく暮らしていくために介護予防に取り組みましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業（※）の中的一般介護予防事業から、「高齢者ふれあい地域サロン」をご紹介させていただきます。

高齢者ふれあい地域サロンは、自治会・ボランティア・NPO等の地域住民が運営し、おおむね65歳以上の方を対象として、介護予防に関する活動をする集いの場です。村内には、7か所のサロンが活動をしており、今回は「サロンとともに」をご紹介します。

（※）65歳以上の方を対象に、村で行う介護予防のためのサービス

村内のサロン一覧

- ・らくらくサロン
- ・サロン林里
- ・サロン小園
- ・サロンとももの
- ・サロン松ぼっくり
- ・サロン佐原
- ・手作りサロン

【サロンとともに】

開催日時：第4月曜日 9:30～正午頃

※第2月曜日には自由サロン（各々自由に好きなことをする）を開催

会場：伴野区民会館

参加者数：約60人（スタッフ含む）

活動内容：今年で6年目（これまでに60回の開催）を迎えます。サロンともの実行委員（約20人）を中心となり企画・運営をしています。毎月行事が企画され、ひな祭り・七夕祭り・敬老会・新年会・様々な演奏や公演等が催されています。自由時間や自由サロンでは、みんなで歌を唄ったり、男性は麻雀・囲碁・将棋等、女性は脳トレ・ぬり絵・トランプ等のゲームを楽しめます。伴野区各地から参加者・スタッフが集まり交流をし、お互いに顔なじみの間柄となっています。



敬老会の催しの様子



麻雀・花札等、ゲーム遊びの様子



参加してみませんか？

【5月の介護予防メニューのご案内】

●「趣味を楽しむ会」 場所：介護予防拠点施設はつらつ

5月13日（水）午前10時～2時間程度 アイリス園・くりん草見学

5月20日（水）午後1時～2時間程度 カラオケ

5月27日（水）午後1時～2時間程度 ブローチ作り ※要材料費

●「予防教室あぐりかわの」 場所：温かサロンあぐり（旧JA河野跡地）

5月1日（金）午後1時30分～2時間程度 介護予防体操

5月19日（火）午後1時30分～2時間程度 アレンジフラワー ※要材料費

お申込・お問合せ先 役場 健康福祉課内 豊丘村地域包括支援センター ☎35-9064

フォト・リポート

—3月・4月の出来事—



保育園卒園式・小中学校卒業式 新型コロナウイルス感染予防をして実施

村内の保育園と小中学校では、卒園式や卒業式が行われました。今年は新型コロナウイルス感染予防のため、参列者の限定や時間を短縮するなど対策がとされました。

このうち3月17日の中学校卒業式は、参列者を職員と卒業生のみとし、保護者は各家庭1名に限定されました。また、卒業生は登校時に検温をして式に臨みました。卒業証書授与では例年通り、牛越校長が一人ずつ証書を手渡しました。牛越校長は式辞で「自分のことを信じ仲間を大切にして、しっかりと前を歩いて堂々と自分の人生を築き上げてください。」などと卒業生を激励しました。

退場の際には生徒たち全員に花束が贈られました。これは、このような状況で卒業を迎えることになつた生徒たちを少しでも祝福したいと村の方から寄せられた物でした。

一方、小学校や保育園でも、参列者の制限や時間短縮などの対応を取り行されました。例年とは違う形での式でしたが、多くの皆さんの温かい気持ちを感じながら学び舎を後にしました。



天竜川伴野堤防開墾DVD完成 豊丘村図書館、公民館等に寄付

伴野区では、令和元年度元氣づくり支援金を活用して、天竜川伴野堤防の開墾に携わった地域の偉人「松尾千振」の功績を記した現存の紙芝居（豊丘村図書館所蔵）をデータ化したDVDを作成しました。

3年ほど前に、伴野区の「サロンともの」で紙芝居をプロジェクト上映で公開した際に、多くの区民から「松尾千振氏の偉業を知りたい」と問い合わせがあり、後世に広く地区の歴史を伝えるためにDVD作成に取り組みました。

専門業者に、紙芝居の撮影、現代語訳版BGM作成などを委託し、昭和20～30年代の難解な言葉である原文そのままの映像と、子ども達に伝えるために易しい言葉に訳した現代語版の映像を1枚のDVDにしました。

また、DVD作成を知った区民から、貴重な当時の堤防写真や唄を借りてDVDに取り入れることができたため、当時の出来事が想起できる内容に仕上りました。

3月24日に、伴野区の登喜和会定期総会にて、天竜川伴野堤防開墾DVDの内容をプリントアウトしたものを受け、伴野区の歴史と、伴野区の先人が行った偉業を学習することができました。完成したDVDは、豊丘村図書館、公民館等に寄附される予定です。



山火事防止にドローン活用 空からパトロール



小型無人航空機“ドローン”を活用した山火事

予防巡回パトロールを、県林務課が3月7日に喬木村と豊丘村で行いました。

このパトロールは山林火災が集中しているこの時期に毎年行われています。豊丘村では福島でつべん公園を拠点にドローンを上空150mまで上昇させ、ドローンから送られてくる映像を手元の画面で確認し、野焼きで煙が上がっている場所を探しました。

豊丘村では野焼きによる煙は確認されませんでしたが、喬木村ではドローンの映像で4か所の煙を発見。広報車に位置を伝えて発生現場に向かわせ、山火事予防チラシを渡すなどして注意を促しました。県では、5月31日まで「春の山火事予防運動」を開催して注意喚起を行っています。

伴野史学会村内探訪 村内の史跡を巡る



野田平キャンプ場活性化計画 指定管理者にIT企業



村では今年度、野田平キャンプ場の指定管理者協定を民間企業と締結し、かつての賑わいを取り戻すため都市部との交流に乗り出しました。

野田平キャンプ場は30年前に開業し、ピーアク時には2千人の利用者がおりましたが年々減少。さらに、リニア関連工事で2年間の休業をはさんだ昨年度は486人まで落ち込みました。閉業も検討されていたキャンプ場の再生に名乗りを上げたのは京都市のIT企業です。同社専務の今井寿人さんと地域おこし協力隊の前田隆幸さんがアウトドア仲間という縁がきっかけで話が進展し、今回の指定管理者となりました。

今井さんは「豊かな自然が残る環境を生かし、多彩な体験ができる“ワークショップ型キャンプ”を展開。村の魅力を発信する場にしたい」と意気込んでおられます。

アレルギーの種類と発症について

ほか、アトピー性皮膚炎や気管支ぜんそく、食物アレルギーなどの種類があります。いずれも、皮膚や粘膜からアレルゲン（アレルギーの原因物質）が侵入します。アレルギーの素因（体质）を持つている人は、このどれも起ころう可能性があります。アレルギーの体质のあるお子さんは生まれてから様々なアレルゲンと接触していくことで症状が出てきますが、年齢が進むにつれて起こるアレルギー疾患が変わっていくことがあります。これをアレルギーマーチと呼びます。この場合、乳児湿疹の患部からアレルゲンが体内に侵入し、アトピー性皮膚炎が起こり、そこから始まつていくことが多いようで

繰り返していき、体内に抗体がたくさん作られた後で、症状が出てきます。症状が出るまでの期間は個人差がありますし、どれだけアレルゲンと接触があったかにもよつても異なります。子どものうちに症状が出る場合もあれば、中高年になつてから出る場合もあります。最近、小さなお子さんでも花粉症を発症する場合があり、これは、飛散する花粉の量が以前よりも増えており、早くに抗体がいっぱいになつてしまふためと考えられています。ただし、発症は抗体がいっぱいになつてからのため、生後初めての花粉シーズンで発症することはほとんどありません。

は、外部の物質を体内へ入れないためにバリア機能があります。新生児・乳幼児期は、皮膚が薄く乾燥しやすいためバリア機能が低下し、そこからアレルゲンが侵入してアトピー性皮膚炎が起ります。乾燥を防ぎ、バリア機能を保つために保湿が必要です。また、湿疹の患部からも侵入してしまうため、外用薬など適切に治療を行うことも大切です。

続いて、アレルゲンの除去です。アレルゲンは、花粉や食物のほか、ダニ、カビ、動物の毛、薬品、天然ゴムなど様々あります。発症前の除去としてエビデンスのあるものはなかなかありませんが、家の掃除や寝具の乾燥などでダ

アレルギーを発症したら、適切に医療にかかることも大切です。治療はもちろんですが、症状が出た時の対処方法や悪化を防ぐための正しい知識を得るために、アナルフィラキシーショックは生命に間に合います。

次のサイトからも、アレルギーに関する正しい知識や専門医の検索ができます。

健康とよおか21 元気が 大好き♪



健康福祉課保健衛生係
☎ 35-9061

☎ 35-9061

す。生後すぐは湿疹のあるお子さんも多くいますが、生後二ヵ月を過ぎても改善がなく、長期で続いている場合につき、

アレルギーに対する
でもあることは

二の発生を抑えることや
レルギー体質の人が毛のある
ペットを飼うときには医療機

(19) 広報とよおか R2.4.20

広報とよおか R2.4.20(18)

交流センター だいち 便り



No.221

交流センターだいち
電話 34-2520
FAX 34-2521
電子メールアドレス
npo@toyooka-daichi.jp
ホームページ
<http://www.toyooka-daichi.jp>

野田平キャンプ場 指定管理者変更
昨年までだいちが請け負っていた野田平キャンプ場の指定管理者を、令和2年度から新規に、株式会社メディアウォーズが請け負うこととなりました。予約等については直接連絡していただくようになります。電話はつぎのとおり
075-323-1500
長い間キャンプ場の管理をさせていただきありがとうございました。



久我山外販 ホタル祭り中止
毎年恒例の東京久我山ホタル祭りに合わせて行っていた農産物販売と村のPRは、コロナウイルスの影響で、久我山連合商店会にて開催が検討され、ホタル祭りを中止することになりました。だいちでもコロナウイルス発生状況や収束が見えないことから6月の久我山販売を中心とします。

体験用については、野菜栽培希望者を募集しますので、栽培をしていただける方や、付け用地などの斡旋も含め、ご相談いただければと思いま

たけの子の出荷にご協力を
だいちでは、今年度もたけの子の集荷を行ないます。孟宗竹の集荷規格は出荷当日採取した竹の子で、長さ20cmでコンテナに入る大きさの傷がないものをお願いします。集荷時間は8時30分～11時30分まで。出荷日は有線などで連絡します。詳しくはだいちまでお問合せください。多くの皆さまに出荷していただきますようお願いします。

棚田オーナー フォトコンテスト
福島地区にある棚田の田んぼの第二回フォトコンテストが開催されます。テーマは『福島棚田の風景』で、自然にあふれる棚田の風景や作業風景写真を募集します。応募写真は主催者や関連団体等の広報活動の目的に使用させていただきます。

いちご狩り終了
豊丘村のいちご狩りは、3月末をもって終了しました。昨年までは5月末まで行っていましたが、コロナウイルス発生に伴い、利用者の減少や、ハウス内での感染及び生産者への感染が危惧されることから、今年度のいちご狩りは、3月末で終了となりました。

NPOだいちのあり方について
だいちはNPOとして発足して14年目を向かえる中、新しく出来た道の駅や観光案内事業など重複する事案が多く、また、村の観光協会設置などもあり、令和2年度末をもつて、解散する方向で進めています。令和2年度は、交流センターに営農支援センターを置き、道の駅内に観光部署（観光推進協議会（仮称））を置き、だいち事業はそれぞれの部署に振り分け、実施していく予定です。また、だいち独自に作物を栽培して収穫体験を行う予定です。栽培品目はレタス・源助かぶ菜・玉ねぎなどです。



消防団辞令交付式を実施しました。

4月5日(日)、例年であれば防火活動の一環である村内世帯の予防査察を実施し、消火器等の点検、「消防団任命式・春季訓練」を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

村民グラウンドにて「消防団任命式」のみが行われました。任命式では4月より新たに12名の新入団員に辞令が交付されました。

○辞令交付（新入団員）

分 団	氏 名
1	吉田 翔 板敷 樹人
	知久 大二郎 久保田 友輝
2	林 健人 長谷部 賢吾
	松下 拓未 園原 駿
3	松井 佑太 酒井 一
	熊谷 混一
女性班	林 和花奈

任命式の様子

令和2年度 消防団体制 (令和2年4月1日～)

団 長	工 生 士 (工生沢南)
副団長	菅 沼 要祐介 (林里二)
本部長	林 宮 達也 (駒沢)
副本部長	宮 唐 健太郎 (長沢)
旗 手	唐 弘樹 (中平)
誘導長	吉 川 和也 (小園)
女性班長	木 下 美香 (飯田市)

【第1分団】
分団長 滝 川 健人 (市ノ沢)
副分団長 武 田 拓樹 (中芝)
庶務班長 尾 花 良輔 (市ノ沢)

【第2分団】
分団長 木 下 隼一 (山田)
副分団長 西 嶋 孝之 (北市場一)
庶務班長 兼喇叭長 宮 下 浩樹 (林里二)

【第3分団】
分団長 吉 川 洗太 (小園)
副分団長 福 原 宏貴 (北志村)
庶務班長

○火の取り扱いに注意○

4月初旬～5月初旬にかけて、非常に空気が乾燥します。ちょっとした気の緩みで、大きな火災になってしまいます。

畑で家庭ごみを燃やしたり、たばこの投げ捨てで火災が発生しています。

「自分は大丈夫！」と思わず、土手焼きや野焼きをする時は、消防署に連絡を入れ、消火用のバケツ等を準備して行ってくださいようお願いします。

一人ひとりが「火災を出さない！」という意識を持ちましょう。



豊丘村消防団員 隨時募集中！
(女性消防団員も募集中)

お問い合わせは 総務課 総務係 ☎35-9050 まで (どんなことでもお気軽にお問合せください)

メール配信サービスの ご利用方法

豊丘村では、火災・災害等の緊急情報や公民館行事等をメールで配信しています。このサービスを利用するためには、次のとおり利用者登録が必要です。ぜひ登録をお願いします。

■メールアドレスを変更された方、新たに登録をご希望の方■

メール配信サービスへの登録方法は以下のとおりです。

- 手順1 携帯電話やスマートフォン等から、下記の登録用サイトに接続し空メールを送信してください。**
なお、メールに件名や本文を入力する必要はありません。

チャネル	配信する情報	QRコード
火災情報	火災情報（飯田下伊那全域で起きた火災の配信が可能ですが、登録の際に「豊丘村」のみというように地区の選択が可能）。※このチャネルは飯田市で運用しています。	
	登録用サイト https://service.sugumail.com/iida-kasai/	
緊急情報	気象情報（警報の発令）、災害・地震情報、緊急断水、新型インフルエンザ、事件・事故・不審者情報、緊急通行止め ※新型コロナ対策情報もお知らせしています	
	登録用サイト https://service.sugumail.com/toyooka/	
公民館	・公民館行事が雨天で中止になった場合の緊急連絡 ・ナイターソフトの雨天中止の連絡	
	登録用サイト https://service.sugumail.com/toyooka/	

手順2 すぐにメールが返信されてきますので、そのメールに記載された利用者登録ページに接続します。ガイドanceに従い、登録作業を行います。

手順3 登録したメールアドレスに登録完了メールが届けば、登録は完了です。

- 携帯電話等の設定でインターネットからのメールを受信拒否している場合は、「city.iida.nagano.jp」「vill.nagano-toyooka.lg.jp」を受信したいメールドメインの項目に登録してください。
- 保護者向けメール配信システムは、別途各学校より通知が配布されます。
- 携帯電話等でメールを受信する場合、受信者側に若干のパケット料金がかかります。

お問合せ 総務課 企画財政係 ☎35-9050

定例相談 ●秘密厳守・相談無料●

行政相談(定例)・くらしの相談	障がい者福祉	人権問題
□日 時 5月26日(火) 午後7:00～9:00	□障がい者の生活・障害者手帳・補装具・各種手当等に関する相談 健康福祉課福祉係 (TEL35-9060)	●飯田人権擁護委員協議会 (TEL22-0014) (豊丘村人権擁護委員:松下泰見・今村貴美子)
□場 所 介護予防拠点施設「はつらつ」	□障がいのある方の相談 飯伊圏域障がい者総合支援センター (TEL24-3182)	労働相談
□相談員 行政相談委員(福澤英夫)、 民生児童委員	児童福祉・子育て	●南信労政事務所 【午前8:30～午後5:15】 (TEL0265-76-6833伊那市)
行政相談(随時)	□児童福祉・子育てに関する相談 健康福祉課福祉係 (TEL35-9060)・ 子育て支援センター (TEL35-9078)	結婚相談
□相談員 福澤英夫(行政相談委員) (自宅 TEL35-5932)	□18歳未満の子どもに関する相談 飯田児童相談所 (TEL25-8300)	●愛ねっと北部(北部地区結婚相談所)
□内 容 国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など	□心身の発達に障がいや遅れのある 就学前のお子さんの相談 飯田市こども発達センターひまわり (TEL23-6097)	□開所日:月～金、第2・第4土・日曜 (午後1時～午後6時) ※事前予約制
高齢者福祉		□場 所:ゆめあるて北側 TEL34-2322、FAX34-2516
各地区の民生児童委員 健康福祉課福祉係 (TEL35-9060)		遺言相談
在宅介護・介護保険制度		□日 時 月～金【午前9:00～午後5:00】
□在宅介護に関する相談 地域包括支援センター (TEL35-9064)		□場 所 飯田公証役場 (TEL23-6502)
□介護保険料及び納入方法に関する相談 健康福祉課介護保険係 (TEL35-9060)		

新型コロナウイルス
感染拡大防止対策の
ための村内施設の利
用制限についてお知
らせ

教育委員会・健康福祉課

新型コロナウイルス感染拡
大の勢いが止まらず、県内は
もちろん、飯田保健所管内で
も新たな感染者の確認が続い
ていることを踏まえ、次の施
設の利用制限をすることにし
ましたので、ご理解とご協力
をお願いいたします。

① 感染予防の徹底（手洗い、
アルコール等による手指消
毒の徹底）

② 健康観察（発熱や咳、風邪症
状のある人は参加しない）

新型コロナウイルス
感染拡大防止対策の
ための村内施設の利
用制限についてお知
らせ

教育委員会・健康福祉課

新型コロナウイルス感染拡
大の勢いが止まらず、県内は
もちろん、飯田保健所管内で
も新たな感染者の確認が続い
ていることを踏まえ、次の施
設の利用制限をすることにし
ましたので、ご理解とご協力
をお願いいたします。

① 感染予防の徹底（手洗い、
アルコール等による手指消
毒の徹底）

② 健康観察（発熱や咳、風邪症
状のある人は参加しない）

教育委員会・健康福祉課

教育委員会・健康福祉課
<p>ための村内施設の利用制限についてお知らせ</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の勢いが止まらず、県内はもちろん、飯田保健所管内でも新たな感染者の確認が続いていることを踏まえ、次の施設の利用制限をすることにしましたので、ご理解とご協力ををお願いいたします。</p> <p>1 全施設共通</p> <p>① 感染予防の徹底（手洗い、アルコール等による手指消毒の徹底）</p> <p>② 健康観察（発熱や咳、風邪症状のある人は参加しない）</p>

情報

今月の納税

口座引落日 5月27日(水)
納入日 5月26日(火)
納期限 6月1日(月)

- ・固定資産税 1期
- ・軽自動車税 全期
- ・下水道料 4・5月分
- ・有線使用料 4・5月分
- ・保育料 5月分
- ・介護保険料
(普通徴収分) 5月分
- ・後期高齢者医療保険料
(普通徴収分) 5月分

■引落日の前営業日までに口座をご確認ください。

■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までにお願いします

稅務會計課 稅務係 35-905

国勢調査 2020

開始100年の国勢調査、はじまります



國勢調查 2020

詳しくは、キャンペーンサイトへ▶

保育園 どれみ

No 224

北保育園から



☆いちはんせ~いになつた~らつ♪



☆だっこ! レー、つくしさん重くなつたなあ



☆みんなでがんば~いつ☆



☆やつほー!! きこえたかな?



☆手作りピザ さいこー!!

在籍園児数 令和2年 4月1日現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	26	15	22	15	78
中央保育園	28	22	22	22	94
南保育園	16	6	9	11	42
合 計	70	43	53	48	214

0265-48-8061

みなさまの“おかげさま”で**2周年**

お客様として出荷者様として南信州とよおかマルシェを支えてくださりありがとうございます
令和2年4月27日より3年目がスタートします 変わらぬご愛顧をよろしくお願ひいたします

ご応募受付中

フォトスポット満載
南信州とよおかマルシェで撮影した写真を応募してください

フォトコンテスト

入賞者には
南信州とよおかマルシェ人気商品をプレゼント!

(募集締切:令和2年7月31日)
詳細は道の駅内ポスター又はHPをご覧ください
→<https://www.toyooka-marche.jp/>



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2020.5

■通巻350号

●人の動き● R 2. 4. 1現在(前月比)

人 口: 6,718人 (+ 6)	住民異動届(3月中)
男 : 3,344人 (+ 4)	転入: 40人
女 : 3,374人 (+ 2)	転出: 31人
世 帯: 2,192戸 (+ 5)	出生: 3人
	死亡: 6人

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神橋3120番地

電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp



豊丘村ロゴマーク

■印刷／龍共印刷株式会社

